



「NEXUS（ネクサス）」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしなが、ご活用頂ける情報誌をめざします。

CONTENTS

- 01 Opinion
「4年に一度じゃない。一生に一度だ。」
いよいよラグビーワールドカップ2019がはじまります
岩手県文化スポーツ部 ラグビーワールドカップ
2019推進室 室長 木村 久 氏
- 02-13 主要記事
- 02 地区別懇談会を県内8地区・9会場で開催
- 03-05 平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」2次公募開始!
県内ものづくり補助金活用事業者が日本唯一の総合展「CEATEC2019」に出展します
平成29年度補正「ものづくり補助金」採択企業の取組事例
- 06 第24回岩手県中小企業組合士通常総会開催
はばたく中小企業・小規模事業者300社2019選定企業の紹介 株式会社醤油店
- 07 人手不足対応ガイドライン・セミナーを開催
- 08-09 第42回岩手県中小企業青年中央会通常総会・青年部講習会を開催
令和元年度組合青年部全国講習会秋田県開催のご案内
- 10 会員組合実施事業紹介
- 11 先進組合取組事例紹介 飯南町連企業組合
- 12-13 関係機関からのお知らせ・会員情報
- 14-15 岩手県内中小企業概況(6月)
- 16 中央会Information
第44回中小企業団体岩手県大会開催のご案内
法人県民税法人税割の特例税率の変更について(県総務部税務課)

釜石鵜住居復興スタジアム試合日程

2019年9月25日(水) 14:15 キックオフ フィジー 対 ウルグアイ
2019年10月13日(日) 12:15 キックオフ ナミビア 対 カナダ

「4年に一度じゃない。一生に一度だ。」

いよいよラグビーワールドカップ 2019

が始まります

岩手県文化スポーツ部

ラグビーワールドカップ 2019 推進室

室長 木村 久



ラグビーワールドカップ 2019 日本大会は、9月20日(金)から11月2日(土)までの44日間、全国12会場で開催され、岩手・釜石は、東日本大震災津波の被災地であり、スタジアムを新設する唯一の開催都市です。また、釜石鶴住居復興スタジアムは、津波で被災した鶴住居小学校と釜石東中学校の跡地に建設され、復興のシンボルとして注目を集めている場所です。

岩手・釜石開催は、世界中から頂いた支援への感謝を伝え、復興に力強く取り組む姿を世界に向けて発信するという役割を担っています。

国内外からのお客様にしっかりとおもてなしを行い、岩手と全国、そして世界との新たな強い絆を生み出す絶好の機会であると認識しています。

そのような思いを背景に、一生に一度の機会として、釜石市をはじめ、県内各市町村、関係機関・団体等で構成するラグビーワールドカップ 2019 釜石開催実行委員会を中心に、機運醸成や受入態勢の整備を進めております。

昨年8月に行ったスタジアムオープニングイベントなどを通じ、スタジアムの運営面でのテストを行ったほか、本年3月には、国内外の方々に、釜石開催の意義やスタジアムまでのアクセス・岩手県内のホテル・旅館への宿泊を誘導する特設ホームページ(日・英)を開設、7月に三陸鉄道鶴住居駅前にラグビーボール型の撮影スポットを設置するほか、岩手・釜石への来場方法や周遊のためのガイドブック(日・英)を作成・配布するなど、多くのお客様を迎える態勢整備を進めています。

今般、仮設スタンドを設置して実施した日本代表対フィジー代表戦においては、1万3千人を超える大勢の方々にお越しいただき、釜石を勇気づけるような両チームの闘志溢れるプレーで、スタジアムは大いに盛り上がりました。また、釜石市民ホールでのファンゾーンの入場者が5千人となったほか、県内6カ所でパブリックビューイングが行われるなど、県全域で盛り上がったところです。

本大会においては海外からの来場者がさらに増えることなどを踏まえ、釜石市とともに、組織委員会など関係機関が連携して、準備の総仕上げに全力で取り組んでまいります。

大会期間中における試合会場やファンゾーンでの三陸・岩手の食のPR、県内各地でのパブリックビューイングの実施、県内宿泊・観光の促進など、各市町村及び関係機関等の皆様と連携して進めてまいりますので、ご協力をお願いします。



特設HPQRコード



地区別懇談会を県内8地区・9会場で開催

本会では、7月9日から7月26日の間に県内8地区・9会場において地区別懇談会を開催した。当懇談会は、県内各地域・業界における中小企業の課題に応えるため、県内中小企業組合の役職員と中央会の役職員による意見交換を行うもので、寄せられた意見は本会が行う国・県に対する中小企業政策・施策要望に反映する。

懇談では、本会で提示した国への要望案を基に、グループ補助金に係る復興支援関連への要望や、すべての業種で喫緊の課題となっている人材不足については外国人技能実習生の受け入れを含めた多岐にわたる意見などが挙げられた。

下記は、懇談会において協議された主な政策要望事項の一部抜粋である。

○復興支援関係

(1) 復興財源確保と予算措置

→復興後の経済発展を見据えた、必要な予算の継続措置

(2) 復興工事予定価格（発注額）の引き上げ

→実勢価格に見合った積算単価の迅速な変更等

(3) グループ補助金の継続等

→認定グループが共同で取り組む新商品開発・販路開拓事業等に対する補助事業の創設

○地方創生関係

(1) 公共事業費の確保及び発注の平準化

→国土強靱化基本計画等に基づく社会資本の計画的整備、発注時期の平準化

(2) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の継続、生産性向上支援

→補助率・補助上限の引き上げ、フォローアップ事業の拡充

(3) 地域中小企業の人材確保・育成に対する支援

→働き方改革関連法の適切な周知、中小企業の経営実態に配慮した人手不足対策及び生産性向上に向けた支援

(4) 中小商業の活性化支援の継続・拡充等

→商業施設の整備等における補助対象経費の拡大、共同施設の維持・更新や集客力向上のための新たな補助制度創設

(5) 観光立国実現と東北へのインバウンド拡充等に向けた支援

→震災復興を絡めた東北観光の推進、プロモーション

○国際リニアコライダー（ILC）の誘致の早期決定

→日本誘致の早期決定に向け、海外関係国との調整等の推進

○消費税率引き上げに伴う対策の強化

→景気対策の要望と軽減税率制度導入および適格請求書等保存方式導入への反対

○官公需対策の強化

→少額随意契約の積極活用と適用限度額の引き上げ、設計労務単価設定における必要経費等の適切な計上

○中小企業税制関連

(1) 法人税実効税率引き下げに伴う税制見直し等

→中小企業の経営に大きく影響する外形標準課税の適用や中小企業関係税制の見直し等への反対



【盛岡地区(工業)懇談会】



【県南地区懇談会】



【久慈地区懇談会】



【気仙地区懇談会】

平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」2次公募開始！ (※本公募より電子申請のみの受付となります。)

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要

【目的】

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援するものです。

【補助対象者】

本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者および特定非営利活動法人（公募要領記載の要件をみたすもの）に限ります。

【補助対象事業及び補助率等】

本事業では、『革新的サービス』『ものづくり技術』の2つの対象類型があり、それぞれについて、『一般型』『小規模型』の事業類型があります。補助額、補助率等は以下の通りです。

事業類型	補助額	補助率	設備投資	補助対象経費
一般型	100万円～ 1,000万円	1/2以内 (※1、2)	必要	機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費
小規模型（設備投資のみ）	100万円～ 500万円	1/2以内 (※1、2、3)		

◆生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能

◆いずれの場合も、複数の中小企業者等が共同で申請を行うことができます。

（補助上限額は一般型：共同申請全体で1,000万円、小規模型：共同申請全体で500万円）

◆以下のいずれかの場合には補助率2/3以内

※1 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づき、令和元年7月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市町村において、補助事業を実施する事業者が、「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定をうけた場合。

（変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること）

※2 3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たり付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合

※3 小規模企業者・小規模事業者、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人

【補助対象要件】

◆基本要件

①どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性及び補助率アップ必要要件など、補助事業の申請にあたり、中小企業・小規模事業者等の事業をバックアップする認定支援機関により確認されていること。

②申請者が特定非営利活動法人単体である場合、法人税法上の収益事業を行う法人であり、かつ認定非営利活動法人ではないこと。また、交付決定時までに本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていること。

◆『革新的サービス』

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

◆『ものづくり技術』

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

【公募期間】 令和元年8月19日（月）～9月20日（金）15時まで

※本公募は、中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ (<https://www.mirasapo.jp/>) 会員ページ内に設けられるものづくり補助金電子申請システムを使用して、電子申請を行った場合のみ受付となります。郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受付できませんのでご注意ください。

県内のものづくり補助金活用事業者が 日本随一の総合展「CEATEC2019」に出展します

CEATECは「Combined Exhibition of Advanced Technologies」の略称で、最新のテクノロジーの活用により、いかに人々の暮らしが豊かになるのかを提示・提案するイベントです。2019年で20年を迎える「最先端技術の複合展示会」で、昨年度実施の「CEATEC JAPAN 2018」では、725社が出展し、4日間で延べ156,063名が来場しております。

今年度は「CEATEC 2019」として、令和元年10月15日～18日の4日間、幕張メッセ（千葉県）にて開催されます。本会では、ものづくり補助金活用事業者の成果発表・販路開拓の場として、下記の7者により共同出展することとしましたのでお知らせ致します。入場は無料ですが、オンラインでの事前登録が必要となっております。皆様のご来場をお待ちしております。

（登録はこちらから → 「CEATEC 公式ウェブサイト」<https://www.ceatec.com/ja/>）

出展事業者名	出展事業採択年度	出展事業計画名	補助事業実施場所所在地
RFtestLab(有)	平成24年度補正	新方式によるロボット用測域センサーの商品化	盛岡市
品川光学(株)	平成24年度補正	コバルトクロムモリブデン(CCM)合金の医療用人工股関節(骨頭、ライナー)の超精密切削方法を用いた試作	奥州市
(株)東光舎	平成24年度補正	刃先端の粗さを制御した理美容鋏の開発	岩手町
	平成27年度補正	海外向けチタン製レザーカット用ハンドルの開発	
(有)プロフィット	平成26年度補正	人工心肺手術の際に血管を繋ぐために使う刃物(ブレード)の量産に向けた試作加工	平泉町
(株)小林精機	平成28年度補正	表面アラサ検査自動化とオンライン工作機械の連携による生産革新	滝沢市
三共化成(株)	平成29年度補正	MIDのスマートフォン市場対応技術等の開発	陸前高田市
小岩金網(株)	平成29年度補正	強度が高く網目幅2.5mmと細かく安全性の高い溶接金網製造の自動化	奥州市

平成 29 年度補正「ものづくり補助金」採択企業の取組事例

本会が補助金交付窓口等の岩手県地域事務局となり実施した平成 29 年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金は、足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援するものである。岩手県内では 94 件（98 事業者）が採択されており、その中から実施した取り組みを紹介する。

【株式会社総建美装（奥州市）】

○事業計画名：女性社員の育成・活用及び操作性の高い先端設備導入による生産性の向上

○事業の概要とその成果：当社は奥州市でアルミ、ステンレス、銅、鉄などの素材にマシニング・フライス加工を行う機械加工業である。主要な顧客は地場産業をけん引する半導体製造業等であり、安定した取引関係がある。しかし発注される部品が近年大型化しており、ボトルネック工程が生じていることや、慢性的な人手不足が課題であった。これらを解決するため、本事業において小型高速マシニングセンターを導入し、工程集約を図ることで生産性の向上を実現した。この機種は使用する加工ツールが小型・軽量であり、女性従業員でも扱いやすいのが特徴であることから、女性従業員の育成・活用に寄与するものである。貴重な女性人材を活用することで、人手不足に対応するとともに、より一層競争力を強化していく。



【導入した小型高速マシニングセンター】

【岩手興産株式会社（北上市）】

○事業計画名：新たな車体プリント事業の創出による受注の拡大

○事業の概要とその成果：当社は昭和 47 年に設立以来、自動車整備業や自動車燃料・保険商品・食料品の販売を主な事業として行ってきた。売上構成比は燃料小売が高いものの、原油価格の変動に左右されるため不安定要素であった。対して、自動車整備業は利益率が最も高いことから、この分野で近年ニーズが高まりつつある車体プリント事業を展開し、新たな需要を掘り起こして行くこととした。

本事業では「オートボディプリンター」を導入し、トラックの荷台に社名や会社ロゴ等をデザイン、プリントするノウハウを習得した。これにより車体の塗装等に関して専門的な知識や技術をもつ従業員を雇用することなく、高品質な施工が可能になった。東北でも導入件数の非常に少ない設備であることから、近隣の運送業等を対象に販路拡大を目指す。



【本事業で作成した試作品】

【お問い合わせ先】 岩手県中小企業団体中央会 H30 ものづくり支援センター
〒020-0878 盛岡市肴町 4 番 5 号 岩手酒類卸（株）ビル 2 階
TEL：019-613-2633 FAX：019-613-2634



第 24 回岩手県中小企業組合士会通常総会開催

7 月 30 日、岩手県中小企業組合士会（会員 56 人）の第 24 回通常総会が、盛岡地域交流センター「マリオス」にて開催され、提出議案すべて原案どおり可決承認された。平成 30 年度の事業報告では、昨年 10 月に福島県郡山市の「磐梯熱海ホテル華の湯」で開催された「東北・北海道ブロック中小企業組合士研修交流会」や、昨年 11 月に仙台で開催の「中小企業組合士スキルアップ研修」への参加などについて報告がされた。また、今年度の事業計画では、宮城県で 10 月に開催されるブロック中小企業組合士研修交流会の案内や、資質向上のためのスキルアップ研修会への旅費補助の活用奨励などの説明がされた。



研修交流会の様子

また、去る 6 月 7 日に東京都で開催された全国中小企業組合士協会連合会通常総会に於いて、大和田治美氏（一関市水道工事業協同組合職員）が優良組合士表彰を受賞され、永澤光宏氏（一関市水道工事業協同組合理事長）に感謝状が贈呈されたことが報告された。

総会終了後に開催された組合士研修交流会では「レジリエンスの鍛え方」～折れない心を育てる力！～をテーマに CO. CORO サポート代表藤村七美氏から講演をいただいた。講演では、逆境や困難に耐える力、そこから回復する力を高めるための方法等、レジリエンス（回復力）についての貴重な話を聞くことができた。

研修交流会終了後は、会場を移し講師も交えての懇親会を開催、活発に情報交換が行われた。

はばたく中小企業・小規模事業者 300 社 2019 選定企業の紹介

◆株式会社浅沼醤油店（岩手県味噌醤油工業協同組合 組合員企業）

県産食材を使った調味料製造や加工、オリジナル製品の開発を行う。

大正 3 年創業以来、地場産業として日本人の食生活になくてはならない醤油・味噌の醸造を手がけてきた。戦後、食生活の変化に伴い食品産業も多様化し、つゆやたれなど様々な調味料を開発し製造するようになった。

現在、同社は醤油製造業、味噌製造業、ソース類製造業、菓子製造業、清涼飲料水製造業、食用油脂製造業、もろみ製造免許（酢の製造）を中心に、県産食材を使った調味料製造や加工、オリジナル製品の開発等を行っている。

産地と連携し、地域食材を活用した調味料の開発製造

アレルギー対応醤油：学校給食用にニーズがあった大豆、小麦アレルギーに対応した醤油の開発（エゴマ搾りかすの造粒、エゴマに合った麹菌の育成等）を行い、「エゴマ醤油」を商品化。特許権を取得し、製造、販売している。高血圧対策醤油：岩手県内の醤油醸造メーカー（岩手県味噌醤油工業協同組合）の醤油をブレンド、減塩・カリウム含有醤油を開発し、自社分の製造と各メーカーへの OEM 製造を行っている。「いわて健民」で商標登録し、販売している。

伝統と革新の技術・アイデアで地域興を演出

岩手県内の地場産品を原料にした醤油、味噌の開発を行い、地域を活性化させる商品開発を行っている。「エゴマ醤油」では、一関市大東町のエゴマ生産農家と提携、「キャベタリアン宣言」（ドレッシング）ではキャベツの町岩手町と共同開発、その後「キャベタリアン宣言キャベQソース」なども共同開発している。「木の芽みそ」では、森林の間伐を請け負う人たちが岩手山麓の山に自生するサンショウの若芽を積んで副業になっている。「いわて健民」は岩手の醤油醸造メーカー全体の活性化にもつながっている。

ニーズに対応した商品開発、知的財産権の取得等で差別化

幅広い製造免許と営業許可に加え食品安全の厳しい国際基準「FSSC22000」のシステムを導入し独自の社員教育システムを構築している。それを武器に自社製品にとどまらず大手企業を含めた OEM 製造を行っている。味噌・醤油市場での消費量の減少傾向、大手メーカーとの価格競争を回避するため、消費者のニーズに応じた自社でしか作れない商品を開発。大手が手を出しにくい特徴のある醤油の開発、多品種少量生産に優位性を見出している。

● 所在地	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目8-2	● 設立	1914年
● 電話/FAX	019-622-2580/019-622-2586	● 資本金	1,000万円
● URL	https://www.asanumashoyu.co.jp/	● 従業員数	22人
● 代表者	代表取締役 浅沼 宏一		

「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」2019 は、下記ホームページから閲覧できます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/monozukuri300sha/index2019.htm>



人手不足対応ガイドライン・セミナーを開催

県内中小企業の人材確保・定着の推進に向けた取り組みとして、「人手不足対応ガイドライン活用・実践セミナー」を全3回開催した。

本セミナーは、東北経済産業局より本会が事業を受託している「東北地域中小企業・小規模事業者人材確保・定着等支援事業」の中核事業として実施するもので、中小企業の人手不足時代を乗り切るための取り組み事例が多数掲載され、その普及を通じて県内中小企業の人材確保支援を行うことを目的としている。

第1回 人手不足対応ガイドライン活用・実践セミナー in 盛岡 6月28日開催

講師には、中小企業庁の人手不足対応研究会委員であり、中小企業診断士でもある「株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原 正紀 氏」をお招きし、「働き方改革、人手不足のピンチをチャンスに変える5つの処方箋」をテーマに中小企業における人手不足対策についてご講演頂いた。



講師 原 正紀 氏



ワーク発表の様子

第2回 人手不足対応ガイドライン活用・実践セミナー in 北上 7月2日開催

講師には、東北全域で人材採用・人事施策のコンサルタントとして活躍している「オフィス44 代表 高木 茂 氏」をお招きし、「採用活動に必要な魅力発信、求人票、求人方法の改善ポイント」をテーマに最近の雇用情勢を踏まえた中小企業の人材採用の進め方についてご講演頂いた。



講師 高木 茂 氏



セミナーの様子

第3回 ダイバーシティ経営セミナー 7月23日開催

講師には、第1回目の人手不足対応ガイドライン活用・実践セミナーに引き続き、「株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原 正紀 氏」をお招きし、「ここが変だよ日本の労働環境!? 業務の生産性を見つめなおす」をテーマに、雇用環境のグローバル化への対応と中小企業における多様な人材を活用して生産性を高める組織の活性化手法についてご講演頂いた。



講師 原 正紀 氏



セミナーの様子



第42回岩手県中小企業青年中央会通常総会・青年部講習会を開催

7月22日、岩手県中小企業青年中央会（会長 澤田 亮。以下、青年中央会）は第42回通常総会をアートホテル盛岡で開催した。来賓および会員青年部関係者ら約50名が出席。来賓を代表し岩手県商工労働観光部経営支援課 関口等総括課長、(株)商工組合中央金庫盛岡支店 辻健彦支店長からお祝いの言葉をいただいた。

議事では、上程された全4議案が原案どおり満場一致により可決され、若手経済人の組織集団である青年中央会だからこそできることに着実に取り組むとともに、本県復興・活性化に向け、柔軟な発想・創造性・活力に満ちた青年経営者等の資質向上のための各種事業を展開することとした。



主催者挨拶を述べる澤田 会長

総会後には、青年部講習会を開催。わかる事務所 代表 玉樹真一郎氏より「自社の魅力発信のためのコンセプト設計」と題して講演いただいた。玉樹氏は、全世界で1億台を売り上げた「Wii」の企画担当として、もっとも初期のコンセプトワークから、ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークサービスの企画・開発すべてに横断的にかかわり「Wiiのエバンジェリスト（伝道師）」「Wiiのプレゼンを最も数多くした男」と呼ばれている。

まず初めに、商品の良さよりもわかってもらえることが大事とのことで、任天堂を代表するキャラクターのスーパーマリオを例に、右に言って正解だとわかることで、「わかる」＝「おもしろい」となり、ユーザに商品の良さを伝えることができると語られた。また、主張の正しさよりも「わかる」ことの重要性に加え、優先度は先に必要な方に重きを置くべきだと、聴講者に説いた。「自分を巻き込めない人が他人を巻き込めるわけがない」との持論を展開し、自らの成功体験を語られるとともに、「コンセプト」の重要性を、「Wii」に例えて熱心に解説された。その際、「Wii」という名称の由来や、「Wii」がなぜ元来のゲーム機と違い白一色で造られたのかなど興味をそそる話題が多く、聴講者を飽きさせない工夫が随所にちりばめられていた。最後には、今後も積極的に新事業に取り組んでいく決意を語られた。

講習会後には、講師およびご来賓にもご参加いただき懇親会を開催。小山田周右中央会会長の乾杯により開会すると、積極的な情報交換・意見交換がなされた。参加者らは大いに刺激を受けるとともに、次代における経営や事業展開に対する決意を新たにし、渡辺徹岩手県商工会議所青年部連合会会長の中締めにより盛会のうちに終了した。



祝辞を述べる関口 県商工労働観光部経営支援課総括課長



祝辞を述べる辻 商工中金盛岡支店長



コンセプト設計について講演する玉樹氏

役員改選が行われ、会長には澤田亮氏（岩手県旅館ホテル(生同)青年部部长）が再任。なお、任期は1年。令和元年度の役員は以下の通り。

役職	氏名	所属団体等
会長	澤田 亮	岩手県旅館ホテル(生同)青年部
副会長	松田 和秀	岩手県農業機械商業(協)青年部会
副会長	浦田 学	岩手県液化ガス事業(協)青年部会 “NEXT”
副会長	細野 裕之	盛岡卸センター経営研究会
理事	菊池 崇	遠野すずらん振興(協)青年部
理事	平野 喜英	岩手県電気工事業(工業)青年部
理事	金野 泰明	岩手県青年醸友会
理事	山本 誠	岩手県機械金属工業(協連)青年部連絡協議会
監事	三上 徳昭	岩手県塗装(工業)青年部
監事	吉田 寛	岩手県電機(商業)青年部

令和元年度組合青年部全国講習会秋田県開催のご案内

全国中小企業青年中央会は、ビジネス連携を促進させるなど組合青年部の活性化を図ることを目的に、令和元年度組合青年部全国講習会を本年11月15日(金)に「秋田キャッスルホテル」において開催します。秋田市での開催となりますので、会員青年部皆様の多数のご参加をお願い申し上げます。詳細は後日ご案内申し上げます。

- 開催日時 令和元年11月15日(金) 14:00～
- 開催場所 「秋田キャッスルホテル」4階 JR線秋田駅下車徒歩7分
〒010-0001 秋田市中通1-3-5 TEL: 018-834-1141

- 実施概要 13:30～14:00 受付
- 14:00～16:25 第1部講習会
- 16:35～18:15 第2部講習会 / UBA サミット
- 19:00～ 交流懇親会

- ・第1部講習会 講師：プルデンシャル生命保険株式会社
コンサルティング・ライフプランナー 佐藤 智明 氏
テーマ：①何故事業継承は上手くいかないのか？
②事業継承を上手く行うための事業戦略 ～上手く行う方法のを見つけ方～
- ・第2部講習会 講師：高茂合名会社 常務取締役 高橋 泰 氏
テーマ：市場を意識したデザイン戦略・海外展開について

- 参加対象者
47都道府県中小企業青年中央会・協議会会員青年部の皆様ほか



会員組合実施事業紹介

◇ 岩手県総合建設業協同組合「働き方改革対応研修会」を開催

岩手県総合建設業協同組合（小山茂理理事長）は働き方改革関連法が昨年6月に成立し、本年4月から順次施行されていくことから、去る7月26日（金）、組合員企業の確実な対応と更なる理解を深めるため「働き方改革の概要と対応について」と題し、研修会を開催した。

講師に岩手働き方改革推進支援センターから社会保険労務士の柚木寛幸氏を迎え、働き方改革関連法の規定内容と施行時期や実務的対応等についてのポイントが解説された。

同関連法は残業時間の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、同一労働同一賃金等により中小企業等においても就業時間管理や賃金体系の見直し等企業においてさまざまな対応が必要となるが、特にも「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」として来年4月1日（中小企業は2021年4月）から施行される「パートタイム・有期雇用労働法」や「同一労働同一賃金ガイドライン」の内容のほか、正社員と契約社員の待遇差による過去の判例を交えながら説明され、出席者は熱心に耳を傾け理解を深めた。



研修会の様子

◇ 胆江地区タクシー業協同組合「令和元年度ユニバーサルドライバー養成講座」を開催

胆江地区タクシー業協同組合（高橋十一理事長）では県タクシー協会胆江支部と連携し、いわて国体・いわて大会の開催を契機に、おもてなしの心と接客スキル、観光知識等を兼ね備えたドライバー育成を目的に、平成29年度より「奥州プレミアムタクシー」認定制度を発足させた。

7月19日（金）に、インバウンド需要を見据え更なる認定ドライバー育成推進を目的に、次の3つの項目を主眼に育成研修を実施した。①外国人観光客に対する接客・接客等、基本的サービスの習得、②地域の歴史・観光資源に関する地域の涵養、③地元物産品に関する知識の涵養について、3名の講師を招聘し、「タクシー乗務員における接客のあり方」（講師：オフィス円香 代表 大坂 彰子 氏）、「外国人旅行者との乗降対応会話」（講師：奥州市国際交流協会 トーマス・アンナ 氏）、「奥州市内の観光名所及び地域特産物の概要」（講師：広州市観光物産協会 本所係長 東 隆司 氏）をテーマにそれぞれ解説された。

また、同月31日（水）に認定ドライバー更新・ブラッシュアップを目的に、バリアフリー研修推進実行委員会（一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が開発、推進している「タクシー乗務員バリアフリー研修（通称：ユニバーサルドライバー研修）」を実施した。



障害者の身体感覚を疑似体験



タクシー乗車介助訓練



飯南町注連縄企業組合 大しめ縄づくりの文化と技を次代へ伝える

組合概要

組合名	飯南町注連縄企業組合	URL	https://ohshimenawa.com/?mode=f6
住所	〒690-3206 島根県飯石郡飯南町花栗 54 番地 2		
電話番号	0854-72-1017		
設立	平成 26 年 2 月	出資金	1,270 千円
主な業種	その他製造業	組合員数	21 人

■事業活動の背景

島根県飯南町は、昭和 20 年代後半頃より出雲大社分院（出雲大社頓原分院）があり、稲わらを加工したしめ縄づくりが盛んであった。地域サークル内の人的つながりで受注・製造を行っていたが、作業場の拡充を求めて町協議を重ねた結果、伝統産業の維持拡充と地域振興の双方の機能を持つ拠点として「大しめなわ創作館」の新設が実現した。

そこで同サークルは指定管理者として技術の伝承・しめ縄文化の PR に取り組むべく法人化を計画。行政及び島根県中央会等と綿密に相談した結果、県知事認可であることから信頼性が高いと考えられる「組合」の一形態であり、しめ縄製造に従事している個人が加入できる等の法人設立趣旨に合致した形態である企業組合を設立することとなった。

■組合事業活動のポイント

組合運営の主目的の一つは、技術の伝承。年間40本のしめ縄を製造し、県南外の神社に奉納することが主な共同生産事業で、出雲大社神楽殿の「国内最大級のしめ縄」は当組合の伝統技術の結晶として知られている。

そのほかに平成26年から「大しめなわ創作館」の管理・運営も担っており、伝統文化や技術の伝承を目的とした地元の子どもたち向けのしめ縄手づくり体験を提供しているほか、雇用面では高齢者の職場づくりや次世代後継者の育成に取り組む等、幅広い活動を行っている。

なお、飯南町教育委員会と業務委託契約を締結しており、小中学生のしめ縄製造にかかる実務体験を必修化する取組みも実施するなど、地域が一体となってしめ縄文化の普及・伝承に努めていることが特徴である。

組合運営のもう一つの目的は「地域PR」である。「大しめなわ創作館」は飯南町の観光PR拠点としての役割も担っており、行政からの期待も大きい。

■今後の展開

各メディアに取り上げられたことも影響し、全国から問い合わせや注文が相次いでいるが、組合設立から約5年が経過したことから、「物珍しさ」から一歩抜けたステージを目指すことが今後のポイントである。

これからの事業展開としては、組合活動の主目的である「技術の伝承」と「地域PR」のさらなる拡充を目指した生産体制の増強・標準化、行政と連携したPR活動の強化等を検討。また、当組合が製造する大しめ縄はアラブ首長国連邦のドバイ等海外からの受注実績もあり、海外展開も視野に入れた販路拡大や、現代風にアレンジしたしめ縄等の新商品開発にも取り組んでいる。



出雲大社神楽殿のしめ縄



「大しめなわ創作館」の作業場

岩手県労働委員会委員による出前講座のお知らせ

～より良い労使関係を築くために～

岩手県労働委員会では、労使間のトラブルの未然防止等に資するため、県内の使用者団体が参集する場に出向き、より良い労使関係を築くための知識や労働委員会の紛争解決制度について解説する出前講座を実施しております。

経験豊富な岩手県労働委員会の委員が講師となり、労働委員会で実際に取り扱った事例等を交えながら、労使関係で留意すべき点などについてお話しします。

岩手県内ならどこでも行きます。講師派遣は無料です。土日祝日も対応可能です。

- 会議や研修会などの講師に、岩手県労働委員会の出前講座を是非御利用ください。
- 円滑な労使関係の構築に役立てていただくため、労働委員会で実際に起きた事例等を交えながら、労使関係で留意すべき点などについてお話しします。
- 会議や研修の場など、規模の大小を問わず出前で伺って講師をつとめます。まずはお電話ください。

<お問合せ先>

岩手県労働委員会事務局 審査調整課 調整担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 (岩手県庁 11 階) TEL : 019-629-6277 FAX : 019-629-6274

毎月勤労統計調査特別調査へのお願い

厚生労働省では、本年 7 月 31 日現在で、常用労働者を 1～4 人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4 人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として最低賃金の改定審議等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8 月から 9 月にかけて統計調査員が訪問し、調査事項についてお伺いして調査票を作成いたします。

調査票に書かれた内容は「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いられることも固く禁じられています。

ご多忙のこととは存じますが、調査の重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願いいたします。

(調査実施市町村)

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、大槌町、山田町、以上 16 市町

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください

トップページ→統計情報・白書→各種統計調査→厚生労働統計一覧→7.雇用→毎月勤労統計調査

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

<お問合せ先>

岩手県政策地域部調査統計課 経済統計担当 千葉

電話 019-629-5306 FAX019-629-5309



パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

■改正ポイントⅠ…パワーハラスメント対策の法制化～労働施策総合推進法の改正～

施行時期は、公布後1年以内の政令で定める日。(改正法は令和元年6月5日に公布。)

※パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

- ・職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- ・パワハラに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。
- ・職場のパワハラの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- ・雇用管理上の措置の具体的内容

▶事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発 ▶苦情などに対する相談体制の整備

▶被害を受けた労働者へのケアや再発防止等

○職場におけるパワーハラスメントとは以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)

■改正ポイントⅡ…セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- ① セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化されます
- ② 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます
- ③ 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます
- ④ 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大されます

～女性活躍推進法が改正されました～

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

事業主の皆さまにおかれては、改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。※改正法は令和元年6月5日公布。

■労働者が101人以上の事業主の皆さまへ(施行：公布後3年以内の政令で定める日)

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

■労働者が301人以上の事業主の皆さまへ(施行：公布後1年以内の政令で定める日)

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、①職業生活に関する機会の提供に関する実績、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の各区分から1項目以上公表する必要があります。

■女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))

を創設します(施行：公布後1年以内の政令で定める日)

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし(仮称)」認定を創設します。なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

<このページに関するお問合せ先>岩手労働局 雇用環境・均等室





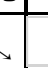



















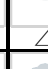
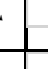














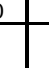













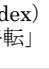
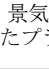
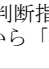
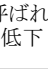
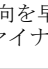
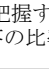

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く) TEL: 019-604-3010

1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和元年7月25日発表)

6月は幅広い業種で景況感の悪化が見られる。米中貿易摩擦や中東イラン情勢等の外的要因の影響から、業種によっては受注減少等が見られる。先行きを不安視する見方も増加している。業種を問わず、人手不足の影響が大きくなってきており、受注・収益に留まらず、事業継続等にも大きな影響を与える懸念がある。消費増税や働き方改革への対応を懸念する声も多い一方で、一部に増税前の駆け込みと思われる需要も見られつつある。

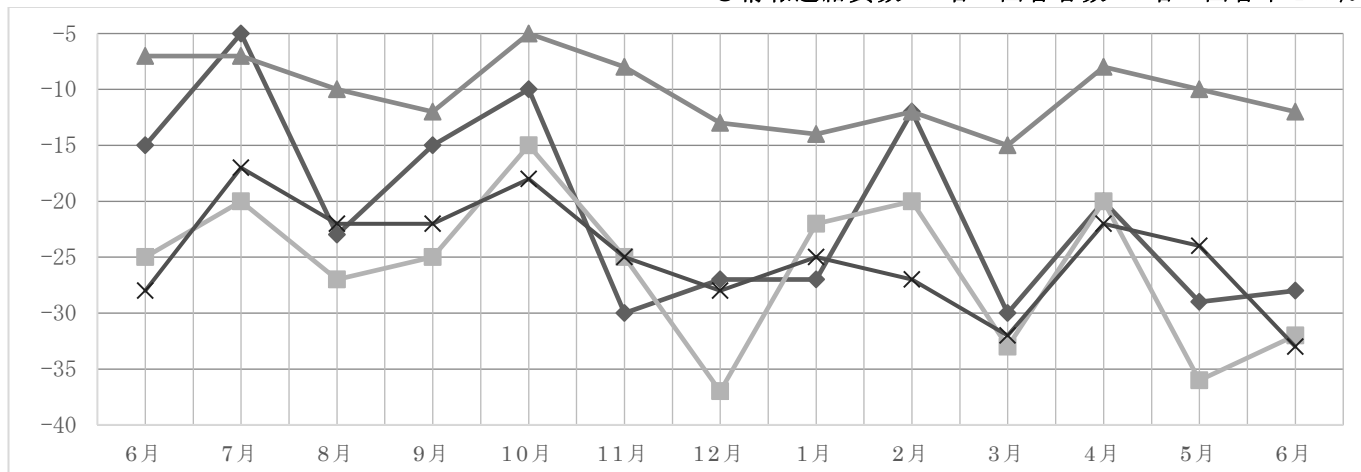
2. 景況天気図（県内）…令和元年5月と令和元年6月のDI比較

令和元年 6月分	全産業			製造業			非製造業			30以上 
	5月	6月	前月比	5月	6月	前月比	5月	6月	前月比	
売上高	 △29	 △28	1P↗	 △25	 △43	18P↘	 △31	 △21	10P↗	△9~9 
在庫数量	 △12	 △10	2P↘	 △5	 △5	0P→	 △19	 △14	5P↘	△10~△29 
販売価格	 5	 △3	8P↘	 0	 0	0P→	 8	 △5	13P↘	△30~△49 
取引条件	 △5	 △7	2P↘	 △5	 △10	5P↘	 △5	 △5	0P→	△50以下 
収益状況	 △36	 △32	4P↗	 △30	 △29	1P↗	 △39	 △33	6P↗	
資金繰り	 △10	 △12	2P↘	 △10	 △10	0P→	 △10	 △13	3P↘	
設備操業度	 △20	 △19	1P↗	 △20	 △19	1P↗	-	-	-	
雇用人員	 △17	 △18	1P↘	 △10	 △10	0P→	 △21	 △23	2P↘	
業界の景況	 △24	 △33	9P↘	 △15	 △38	23P↘	 △28	 △31	3P↘	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…平成30年6月～令和元年6月DI推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 60名・回答者数 60名・回答率 100%



令和元年6月DI 《 ◆…売上 -28 ■…収益 -32 ▲…資金繰り -12 ×…景況 -33 》

4. 各業種の概況（県内）…令和1年6月分

◇パン製造業

一般的に明るい材料に乏しく、低迷感が蔓延している。

◇酒類製造業

季節は初夏を迎えお中元商戦のスタート、“いわての清酒”はお使い物に最適であり、岩手の美味しい素材の食品とのコラボとしてお勧めしたい。

◇めん類製造業

梅雨入りし麺類の売上が鈍化。生めんや調理麺など簡易的に食べられる商品に移行していると思われる。

◇一般製材業

県内の素材需給は、地域によるバラツキはあるもののおおむね落ち着いている。カラマツは原木不足から高値で推移し、スギは安定している。

◇チップ製造業

国有林材は原木価格の高い木質バイオマス発電に向けられ、製紙用チップ原木の確保は極めて困難になってくると思われる。

◇家具・装備品製造業

関東圏の落ち込みは下げ止まり感、その他の地域では減少傾向に歯止めがかからない。

◇銑鉄铸件製造業

南部鉄器の中国・台湾・香港への輸出は、米中摩擦の影響で中国経済の減速。中国国内では、中国製鉄瓶の乱売により日本製鉄瓶の売上は大幅に減少。

◇金属製品製造業

米中関税報復の影響が少しずつ出ているようで先行きが見えない状況になりつつある。

◇野菜果実卸売業

野菜、果物とも、期間を通じて入荷量が大幅に減少し、単価も平年並みだったため取扱金額は伸び悩んだ。

◇家庭用機械器具小売業

猛暑のせい、消費税増税のためか、夏物を中心に好調な実績となった。

◇酒・調味料小売業

酒類全体において前年割れが続いている。低アルコール飲料だけは依然好調を維持している。

◇野菜・果実小売業

物販の低迷が長期化している。特に従来けん引していた産直形態店舗で落ち込みが目立ち、安値価格の影響と消費の停滞が強く影響している。

◇燃料小売業

原油市況の急落と需給緩和が重なって大幅下落

となっている。

◇食肉小売業

消費者の国産牛肉離れが顕著になってきた。粗利を抑えた小売価格にしたが、いったん離れた消費者の回復は厳しい状況になっている。

◇各種商品小売業①

高齢者の買い控えが目立つようになってきた。

◇各種商品小売業②

キャッシュレス決済対応の店舗が増えている。

◇商店街（盛岡市）

大型店が閉店し、商店街への影響が懸念されたが、売上・来街数に大きな変化がなかった。空き店舗も移転以外にも新店舗や路上販売店が増加し、賑わいが維持されている。

◇自動車整備業

メカニック採用に対しての応募が少なく人員不足感が増加している。

◇旅館業

大型連休以降イベント等大きな盛り上がりもなく微減、稼働率アップを狙った価格調整も見受けられ客単価が低下した。

軽減税率への対応でキャッシュレス化、ポイント還元事業への対応の動きが加速している。

◇建物サービス業

資材の高騰と人件費負担の増加で利益を圧迫している。

◇旅行業

夏商戦本番を目前に夏祭りや花火ツアーの販売に傾注することとし、結果に期待している。

◇土木工事業①

市の発注工事では、水道施設工事の入札不調の割合が高くなっている。また、受注競争が徐々に厳しくなっている。

◇土木工事業②

周辺環境の影響により生コン価格が低下している。セメント価格の値上げもあり、価格の維持に努めているが難しい状況である。

◇塗装工事業

消費税増税前の駆け込み需要がピーク。官公需の震災以降の落ち込みをカバーしているが、人出不足と原材料が大幅アップしており、収益に響いている。

◇一般乗用旅客自動車運送業

車両燃料が値下がりを示したが、国際情勢次第では予断を許さない状況。観光面で実績を伸ばしたいところである。



第44回中小企業団体岩手県大会開催のご案内

本会では、下記の日程にて、第44回中小企業団体中央会岩手県大会を開催致します。組合及び組合員皆様、多数のご出席をお願い申し上げます。

- 開催日時 令和元年9月13日（金）14：00～
- 開催場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング 4F メトロポリタンホール
（盛岡市盛岡駅前北通2-27 TEL：019-625-1211）
- 申込期限 9月6日（金）までに本会統括管理部までお申込下さい。TEL：019-624-1363

岩手県 総務部 税務課よりお知らせ 法人県民税法人税割の特例税率の変更について

特例措置に係る法人県民税法人税割について、平成28年度税制改正により、その一部が国税（地方法人税）とされることから、平成28年6月及び12月県議会において、令和元年10月以降の特例措置の税率を変更する旨の岩手県県税条例の改正案が可決されました。

法人県民税法人税割の税率の特例措置の内容

【現行】

- 税率 4.0パーセント（標準税率3.2パーセントに、0.8パーセント上乘せ）
 対象法人 資本の金額若しくは出資の金額が1億円を超える法人、又は法人税額が1,000万円を超える法人
 対象期間 令和3年1月31日までに終了する事業年度
 ※ 特例措置の適用対象とならない法人については、3.2パーセントの税率となります。

【改正の内容】

- 税率 1.8パーセント（標準税率1.0パーセントに、0.8パーセント上乘せ）
 対象期間と対象法人 変更なし
 施行期日 令和元年10月1日
 （同日から開始し、令和3年1月31日までに終了する事業年度）
 ※ 特例措置の適用対象とならない法人については、1.0パーセントの税率となります。

【参考】

今回の条例改正は、税制改正による国税・地方税間の税率の見直しに伴うものですので、税率の見直しによる法人の皆様のご負担に、変わりありません。

<お問合せ先>

県庁総務部税務課（管理企画担当） TEL：019-629-5144

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 令和元年7月分

■岩手県中央会主な実施事業等		■関係機関・団体主催行事への出席等	
7月9日	地区別懇談会（盛岡・工業）	7月3日	岩手地方最低審議会第2回本審
7月10日	地区別懇談会（一関地区）	7月8日	岩手県中小企業等グループ復興事業計画審査会
7月12日	地区別懇談会（二戸地区）	7月12日	”いきいき岩手”結婚サポートセンター運営委員会
7月16日	地区別懇談会（宮古地区）	7月17日	貸付審査委員会（岩手県社会福祉協議会）
7月17日	地区別懇談会（久慈地区）	7月19日	最低賃金審議会委員意見交換会
7月18日	地区別懇談会（盛岡・商業）	7月23日	東北・北海道ブロック中央会事務局代表者会議・会長会議
7月19日	地区別懇談会（北上地区）	7月24日	岩手県日韓親善協会通常総会 岩手健康経営アワード実行委員会
7月22日	岩手県中小企業青年中央会通常総会	7月26日	全国中小企業団体共済事業協会通常総会 岩手商工中金会 県北・盛岡地区研修会
7月25日	地区別懇談会（釜石地区）	7月27日	酒井俊巳氏瑞宝小綬章受賞祝賀会
7月26日	地区別懇談会（大船渡地区）	7月29日	岩手県共同募金会評議員会 貸付審査委員会（いわて産業振興センター）
7月30日	岩手県中小企業組合士会通常総会		